「都城大弓」が特許庁の地域団体商標に登録！

国の伝統工芸品「都城大弓」が12月28日、特許庁の地域団体商標に登録されました。伝統工芸品としては、県内初。今回はその魅力などを紹介します。

◎問い合わせ　ふるさと産業推進局　☎23-2193

江戸時代から継承される伝統の技「都城大弓」

長さ約2㍍の竹で作られた弓で、曲線の美しさなどから国の伝統的工芸品にも指定されている都城大弓。200以上もある工程を、一人の弓師が手仕事で仕上げます。

地域団体商標

地域の特産品などを生産する事業者の信用を高め、地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的に特許庁が創設。地域の名称と商品名などを組み合わせることで、その価値を高めます。

【登録には高いハードル】

同商標に登録されるためには、「地域の名称と特産品の関連性」や「地域に根差した団体である」、「必要とする人に広くに知られていることが客観的に証明できる」など、高いハードルがあります。

【商標登録の3つのメリット】

◎「都城大弓」の商標を、他者が不正使用することを法的に防ぐことができる

◎「地域の名物」として国が保護することや、国のお墨付きをもらったことをアピールでき、信用力やブランド力が高まる

◎組織の強化やブランドへの誇りが形成される

インタビュー

都城弓製造協同組合
弓師
横山 慶太郎さん
（横山黎明弓製作所）

他のブランドなどで名称を無断で使われるようなニュースを耳にしていて、名称の保護に危機感を持っていました。

そこで、「都城大弓」の名称保護とさらなるブランド力向上のため、国の地域団体商標に登録を申請。手続きには、さまざまな資料の準備が必要となり、２年掛かりとなりました。

ようやく全国的に有名になるスタートラインに立ったところ。今後さらにPRを強化し、ゆくゆくは都城大弓を海外にも広めていきたいです。